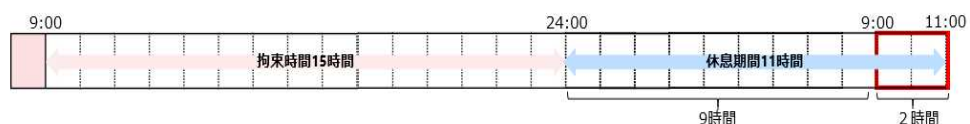


(A) 休息期間について、始業時刻から起算して 24 時間以内に終了するよう与える必要はありません。

例えば、9 時始業の場合、拘束時間の上限は 15 時間（宿泊を伴う長距離貨物運送の場合を除く。）なので、24 時までには終業する必要がありますが、その後の休息期間は「継続 11 時間以上与えるよう努めることを基本とし 9 時間を下回らない」時間であればよく、9 時間を超えて休息期間を与えたことによって、1 日の始業時刻から起算して 24 時間以内に 11 時間の休息期間を収める必要はありません。



一方、拘束時間の計算に当たっては、1 日の始業時刻から起算して 24 時間以内に、1 日の拘束時間が上限を超えていないことを確認することが必要です。

また、休息期間の計算に当たっては、終業後に 1 日の休息期間や特例等で定める休息期間が確保されているか確認することが必要です。

3-3

(Q) 施行通達記第 2 の 4 (2) に「1 週間における拘束時間が全て長距離貨物運送で、一の運行における休息期間が住所地以外の場所におけるものである場合」とありますが、

- ① 1 週間は任意に定めても良いのでしょうか。
- ② 「一の運行」とは、往復を指すのでしょうか。また、例えば、トラック運転者が A 社東京営業所を出庫して、A 社神奈川営業所に帰庫する場合、「一の運行」と認められるのでしょうか。
- ③ また、「住所地」とは自宅以外の場所は認められないのでしょうか。（例：実家など）

(A)

- ① 事業場の就業規則や労使協定等で定めた期間の初日が、「1 週間」の起算日となります。
- ② 「一の運行」とは、トラック運転者が所属する事業場を出発してから当該事業場に帰着するまでをいいます。よって、例えば、神奈川営業所（所属）→東京営業所→千葉営業所→神奈川営業所（所属）と、所属の神奈川営業所を出庫し、営業所を経由して、所属の神奈川営業所に帰庫する場合、神奈川営業所に帰庫するまでは「一の運行」とはなりません。
- ③ 「住所地」とは、現住所のみならず、その者の生活の本拠地も対象

	となります。
3-4	<p>(Q)「一の運行」について定められていますが、走行距離についても制限があるのでしょうか。</p> <hr/> <p>(A) 改善基準告示において、「一の運行」の走行距離等については特段定められていません。</p> <p>&lt;参考&gt;</p> <p>国土交通省の基準（平成13年8月20日国土交通省告示第1365号）において、「運転者が一の運行における最初の勤務を開始してから最後の勤務を終了するまでの時間は144時間を超えてはならない」と定められていますが、走行距離等は定められていません。</p>
3-5	<p>(Q)</p> <p>① 例えば、千葉県在住のトラック運転者Aが次のような運行をすることは認められるのでしょうか。</p> <p>（1週目）</p> <p>月曜：（出庫）千葉県 → 静岡県【1泊目】（230km）13時間拘束  火曜：静岡県 → 大阪府【2泊目】（330km）16時間拘束  水曜：大阪府 → （帰庫）千葉県（540km）13時間拘束  木曜：休日  金曜：（出庫）千葉県 → 静岡県 → （帰庫）千葉県【日帰り】（460km）16時間拘束  土曜：休日  日曜：休日</p> <p>（2週目）</p> <p>月曜：（出庫）千葉県 → 静岡県【1泊目】（230km）13時間拘束  火曜：静岡県 → （帰庫）千葉県（230km）13時間拘束  水曜：（出庫）千葉県 → 静岡県【1泊目】（230km）13時間拘束  木曜：静岡県 → 大阪府【2泊目】（330km）16時間拘束  金曜：大阪府 → （帰庫）千葉県（540km）13時間拘束  土曜：休日  日曜：（出庫）千葉県 → 静岡県 → （帰庫）千葉県【日帰り】（460km）16時間拘束</p> <p>② 例えば、①1週目の金曜日について、次のように運行が急きょ変更</p>

	<p>となった場合、例外的な取扱いは認められるのでしょうか。        金曜：(出庫) 千葉県→神奈川県→(帰庫) 千葉県【日帰り】(130km)        5時間拘束</p> <hr/> <p>(A)</p> <p>① 1日の拘束時間について、宿泊を伴う長距離貨物運送の場合、16時間まで延長可としていますが、1週間における運行が全て長距離貨物運送(一の運行の走行距離が450km以上の貨物運送)でなければ、当該例外的取扱いは認められません。また、1週間において、一度も宿泊を伴う運行がない場合には、当該例外的取扱いは認められません。</p> <p>設問の事例の場合、1週間における運行は全て一の運行の走行距離が450km以上であり、住所地以外の場所で宿泊を伴う休息を1回以上行っているため、当該1週間において2回まで拘束時間を16時間に延長することができます。ただし、拘束時間を16時間まで延長した場合、一の運行終了後に必ず12時間以上の休息期間を与える必要があります。</p> <p>② 例えば、①第1週の金曜日について、運行が急きょ変更となった場合、一の運行で100kmの移動にとどまり、1週間における運行の全てが長距離貨物運送の要件を満たさないため当該例外的取扱いは認められません。</p> <p>なお、運行計画において、基準を満たしている場合においても、実態として基準を満たさない場合には、当然に改善基準告示違反となります。</p>
3-5-2	<p>(Q) 宿泊を伴う長距離貨物運送について、新告示第4条第1項第5号において、「ただし、(同項)第3号ただし書に該当する場合、当該1週間について2回に限り、休息期間を継続8時間とすることができる。この場合において、一の運行終了後、継続12時間以上の休息期間を与えるものとする。」と規定されていますが、例えば、往路の拘束時間を16時間まで延長し、宿泊時の休息期間を継続9時間以上としている場合には、当該一の運行終了後に継続12時間以上の休息期間を与えないこととしてもよいのでしょうか。</p> <hr/> <p>(A) 改善基準告示第4条第1項第5号ただし書中の「この場合」については、同号中の「第3号ただし書に該当する場合」、すなわち1日の最大拘束時間15時間を超えて16時間まで延長する場合を指しています。</p> <p>したがって、一の運行中に1日の拘束時間を16時間まで延長し、そ</p>

	<p>れに後続する休息期間を継続9時間以上とした場合も、当該一の運行終了後には必ず継続12時間以上の休息期間を与える必要があります。</p>						
<p>3-6</p>	<p>(Q) 2日平均の運転時間の起算点は、次のいずれから計算すればよいのでしょうか。</p> <p>① 特定日の始業時刻の24時間前から48時間 ② 特定日の前日の始業時刻から48時間</p> <hr/> <p>(A) 運転時間は、特定日を起算日として2日ごとに区切り、その2日間の平均とすることが望ましいですが、特定日の最大運転時間が改善基準告示に違反するか否かは、特定日(N日)の運転時間と特定日の前日(N-1日)の運転時間との平均、特定日(N日)の運転時間と特定日の翌日(N+1日)の運転時間との平均のいずれもが9時間を超えた場合、初めて違反と判断されます。</p> <p>例えば、次の場合、設問の②のとおり、特定日の前日(N-1日)の始業時刻の10時から起算して48時間、特定日(N日)の始業時刻の11時から起算して48時間で1日当たりの運転時間の平均を計算し、いずれもが9時間を超えた場合、初めて改善基準告示違反と判断されます。</p> <p>例：特定日の前日(N-1日)が10時始業、特定日(N日)が11時始業の場合</p> <div style="text-align: center;"> <p>特定日の前日の始業時刻(10時)から起算して48時間</p> <p>特定日の始業時刻(11時)から起算して48時間</p> <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">特定日の前日(N-1日)</td> <td style="text-align: center;">特定日(N日)</td> <td style="text-align: center;">特定日の翌日(N+1日)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">B時間</td> <td style="text-align: center;">A時間</td> <td style="text-align: center;">C時間</td> </tr> </table> <math display="block">\frac{B時間 + A時間}{2} \quad \text{と} \quad \frac{A時間 + C時間}{2}</math> <p>が、いずれも9時間を超えた場合に初めて改善基準告示違反</p> </div>	特定日の前日(N-1日)	特定日(N日)	特定日の翌日(N+1日)	B時間	A時間	C時間
特定日の前日(N-1日)	特定日(N日)	特定日の翌日(N+1日)					
B時間	A時間	C時間					
<p>3-7</p>	<p>(Q) 連続運転時間について、4時間以内に「運転の中断」が30分を経過した時点で、時間の計算がリセットされ、新たな連続運転時間が開始されるということでしょうか。</p> <hr/> <p>(A) 連続運転時間は、4時間以内に「運転の中断」が合計30分を経過した時点で時間の計算がリセットされ、新たな連続運転時間が開始されることとなります。</p>						